障害年金の遡及請求が認められた場合の障害年金支分権消滅時 効運用上の問題点について

平成31年●月●日

衆議院議員 〇〇 〇〇 先生

愛知県豊田市汐見町 4-74-2 社会保険労務士 木戸 義明

現在、標記の運用は、昭和 45 年 9 月 10 日付け内簡に基づき、裁定請求日を 基準に、遡及 5 年分が支払われているが、それを越える遡及分は時効の完成を理 由に不支給とされている。

しかし、この運用は、諸般の事情(参考、末尾)から老齢年金については、許されるとしても、初診日証明義務や障害等級認定という年金決定に至る間に法定条件としての法律上の障害が存在する障害年金について許されることではない。

精神の障害について考察した場合、平成 29 年最高裁判例の身体(左下腿切断)の障害に係る判決理由によってもその理由が成り立たず、その判決が出されて以降は、事案の異なる精神の障害についてまで全てが下級審判決で平成 29 年最高裁判例が適用され、法治国家にあるまじき事態となっている。

裁判においても、国として一番筋の通る主張であるはずの根本の部分:「国が基本権の時効援用権を放棄していること」が、表に出ておらず(社会保険審査会は公にしている)、このこととの関係が全く議論されていない。従って、行政に忖度を働かせ、現行の運用を否定したくない裁判所は、無理矢理他の理由(下記派生的問題(1) \sim (5)等)を付けて、原告側の請求を棄却している。

このような法治国家としてあるまじき状態を解消するため、ここに大胆な提言をするので、この提言を改善の一助としていただきたい。

この提言の軸は、障害年金についてのみ、立法を介した超法規的措置により、 従来の、遡及 5 年間分の支払を、原則として遡及 10 年間分の支払とするもので あるが、遺族年金、その他の特段の事情のある事案については、個別の不服申立 て、又は訴訟に委ねる仕組みを想定している。(社労士の中でも、10 年間支給案 は、本来の全額支給を不可能とすることとなるので賛同しかねるとの意見もある。)

具体的に遡及 10 年としたのは、一般債権の消滅時効期間、及び改正民法の内容を考慮したこと、並びにこの問題に対する社会保険審査会の考え方が、「長期間が経過した支分権についてまで無条件に支払を認めるのは適当でない」(関係する根拠規定、参考文献等 5 「現行運用に対する社会保険審査会の見解」参照)との考え方を採っていること、及び無制限支給とすれば、実際の運用担当者が、遡及請求自体を認めない方向に動き易いこと等を考慮したものである。

現行運用上の問題点

問題点	具体的な不具合	備考
1 裁定請求	(1) 初診日が特定されていないという理	未支給分が 2000 万
遅れにやむ	由で請求様式ももらえず、受付けもされな	円、3000 万円とかに
を得ない理	かった者まで当然のごとく5年間支給の	及ぶ場合もあり、当
由のある者ま	制限を受けている。	事者の無念は論理
でが不支給	(2) 当初事後重症であったが、再審査請	の飛躍した判決では
とされている	求の途中で認定日請求が認められた者	拭い去れない。
	は、認められる以前に権利行使できない	
	ことは歴然としているが、それでも5年間	
	支給の制限を受けている。	
	(3) 窓口担当者の説明誤りや説明漏れ	
	で事後重症とされた事例も多々あるが、そ	

	の場合でも、5年間支給の制限を受けて	
	いる。	
	(「時効援用しない事務処理誤りに係る	
	認定基準」があるが、「誤りを行った事実	
	が確認できる場合」を受給権者が証明し	
	なければならないので、ほとんど活用され	
	ていない。)	
	(4) そもそも精神の障害者の場合、当初	(4) この場合でも、
	は自身が病人、障害者という認識もない	国は、事実上・個人
	場合が多いが、それでも5年間支給の制	的理由(障害)という
	限を受けている。	が、酷すぎる取扱い
		である。
2 時効の中	具体的な時効中断手法は、裁定請求の	提訴で時効中断す
断をしようと	みである。	るが、障害年金の受
思ってもでき	(国は、裁定請求さえすれば年金は支	給権者は労働能力
ない	給されるというが、やむを得ない事情で裁	を減退等させている
	定請求できなかった場合を問題にしてい	ので、経済的弱者が
(時効中断	る。	多く、高額の弁護士
方法が皆無	ケースによっては、窓口担当者の説明	への着手金の支払
である)	間違い等で、請求様式さえもが、渡され	は一般的には困難
	なかったり、受付けを拒否されている。)	である。
3 不服申立	基本的に、事実行為として <u>却下</u> されてい	国は、裁判での準備
て手段が不	る。	 書面で、時効消滅し

存在

(国の故意に よる不当な行 為に対してま で不服申立 ての道が閉 ざされてい る) 審査会では、平成26月7月に、少なくとも2件の事案が、「単なる事実の通知にすぎない」として却下されている。

平成 25 年(国)第 1021 号 平成 25 年(国)第 1188 号

行服法の厚生労働大臣に対する異議申立てでは、平成29年6月及び7月に、少なくとも20件の事案が、行服法のいう「行政庁の処分」ではないとして却下されている。

厚生労働省発年 0703 第 1 号 平成 29 年 7 月 3 日

厚生労働省発年 0710 第 20 号 平成 29 年 7 月 10 日等

(審査官、社会保険審査会が受理し 乗却した事案もあったが、少なくとも、上 記2件の事案は、却下されている。)

国の主張によると、行政処分(裁定:年金決定通知)がない内に、基本権の発生月の翌月から2カ月ごとに支分権が発生していたこととなり、矛盾も甚だしい。その

た旨の付記を、「…と 記載することで、<u>消</u> 滅時効の援用の意 思表示を行った。」と 主張しており、明らか に、行服法のいう「行 政庁の処分」であ る。

	発生していたとされるごとに不服申立てが	
	できるはずがない。	
4 時効援用	年金法新法適用後も個別の時効援用の	
の個別判断	要否の判断がされていない。	
がされていな	(ほとんどの国民は、時効消滅した旨の	
V >	付記が、時効の援用行為とは思っていな	
	V'o	
(国会答弁	現在においても、年金法の新法適用分	
が守られてい	についても、個別の判断はなく、一律に	
ない)	不支給とされている)	
5 内簡によ	内簡は立法の手続きを経ていないので、	
る運用は立	これにより既に具体化した国民の権利	
法権の侵害	を、時効消滅の名の下に制限すること	
である	は、憲法にも法令にも違反している。	
6 異なる事	平成 29 年最高裁判決は、① 受給要件	
案にまで最	等の規定が明確である、及び② 裁定請	
高裁判例が	求さえすれば支給されることを理由に、実	
ご適用されて	質的最終審である高裁までが、裁定請求	
いる	遅れを支分権に対する権利不行使とみ	
	なしているが、例えば、精神の障害の場	
(平成 29 年	合、ほとんどの場合において、①、及び②	
最高裁判決	の前提条件さえも満たさないから理由とな	

を適用神ののに非なるに、等には、実は、対対の要存行は、を対対のは、なが生でを事といるが生になる。

っていない。

また、この事件では、正しい支払期月について議論を欠いている。(事項7、及び関係する根拠規定、参考文献等9 関連)

7 司法における改善手段が実質的に不存在になっている

となる)

ほとんどの下級裁判所は、権利の混同を 是認して、原告側の請求を棄却してい る。

なお、平成29年10月17日最高裁判 決以降は、例え、精神の障害であっても、 これを適用して棄却している。

(最も公平で あるべき裁判 所が行政に 配慮した政 治的判断を 下している。 また、最高裁 (精神の障害では、受給要件等の規定 が明確とはいえず、裁定請求しても、支 給されるかどうかは裁定請求時には分か らない。

なお、上記最高裁判決の一連の事件では、支払期月の正否について、第一審の裁判官が正当な支払期月について

司法権の独立によ

は、必要な 疑問を呈しているが、それにも拘らず、議 ない。」、「本件申立 判断から逃 論がされていない。) て理由によれば、本 げている) 件は、民訴法 318 条1項により受理す べきものとは認められ ない。」(数ある上告 審の中から、身体の 障害である平成29 年最高裁判決を受 理し判決を出した経 緯も不透明である) 等として、上告審とし て受け付けない。 高裁が違法な判 決を出しても、最高 裁では審理されず、 庇い合いの構図が 出来上がっており、 改善は不能である。 なお、民法改正後 も、旧法の適用が併 存するので、司法に よる早期の改善は絶 望的である。)

派生的問題

問題点	具体的な不具合	備考
, ,,		ин 3
ほとんどの	(1)権利の混同に理由のない事案まで	
下級裁判所	基本権と支分権を混同させている。	(4)「権利を行使す
が行政を擁	(2) 受給要件に明らかな違いのある老	ることができる時」の
護するため	齢年金と障害年金の違いを認めない。	解釈は、期限の定め
無理な判決	(3) 障害年金について、裁定請求さえ	のある債権について
理由を説示	すれば年金が受給されると誤認している。	は、期限の到来時
している	(4) 期限の定めのある債権についてま	(ただし書適用)であ
	で、「権利を行使することができる時」を、	るが、そのことを欠落
(裁判所が	期限の到来日としていない。	させて解釈している。
信じられない	(5) 現実には存在しない架空の支払期	cf:年金法の支払
という受給権	月を正当な支払期月としている。	期月の規定は、全
者が多い。)	(6) その他	て、期限を定めた規
	これには、主治医が当時事理弁識	定である。
	能力がなかったと診断しているのに、これ	
	を代理人等が無理に書かせたと誤認した	
	判決もあった。	

以上